



日本高野連発第15-0083号  
平成 28 年 1 月 8 日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿  
都道府県高等学校野球連盟  
理事長、専務理事、代表理事 殿  
審判委員各位  
加盟校 学校長 殿  
同 野球部 責任教師 殿

公益財団法人 日本高等学校野球連盟



会 長 八 田 英 二



### 「平成 28 年度高校野球用具の使用制限」について

昨今、スポーツメーカー各社の技術革新は日進月歩で新たな野球用具が次々に開発され市場に出回っており、その中で高校野球において使用することが可能か否か頭を悩ませることも少なくないと思われまます。

そのような現状を踏まえて、高校野球における用具の使用制限をよりわかりやすくすべく、平成 27 年度から「高校野球用具の使用制限」の体裁を大きく変更しました。

今般、「平成 28 年度高校野球用具の使用制限」が決定しましたのでお知らせいたします。昨年からの変更点は 15 項に「手甲ガード」に関する一文を追記しました。

つきましては、改めて同使用制限の主旨を伝達し、周知徹底を図りますのでよろしくお願い申し上げます。

#### [高校野球用具の使用制限主旨]

##### 1) 必要以上に派手な用具を使用せず高校生らしさを失わないこと

高校野球は言うまでもなく、選手は高校生であります。高校生という年代は多感な時期でもあり、ともすれば派手で贅沢な用具を使用してプレイがしたいという気持ちを持つのも想像に難しくありません。

しかし、教育の一環としての高校野球であるという大前提を考えれば、高校生の時代に必要以上にそのような用具を使用することは避けるべきであり、用具はシンプルであることが学生野球のあるべき姿です。

##### 2) 商標に対する規制

高校野球の注目度は年々増しており、大会となれば多くの方々が球場へ足を運び、報道各社は様々なメディアで取り上げます。したがって、その影響力は多大であります。

そのような背景があり、野球規則に抵触しない範囲でメーカーは用具に商標やマークなどに工夫を凝らし、商品を販売することも考えられます。

このような傾向は選手が広告・宣伝となり、利用される恐れが多分にあります。また、全国大会に出場する選手にはメーカーから無償提供があると耳にします。これは日本学生野球憲章第 23 条（部員が野球に関して援助を受けることに関する基本原則）に違反するものです。

スポーツメーカーにも本使用制限の主旨について理解を求める必要はありますが、最も大切なことは我々高校野球に関わる全ての者が商業主義とは一線を画す姿勢を持つことが肝要です。

以 上